

全国森林環境税の創設を求める意見書

本市の森林面積は、2,965ヘクタールで、全体面積の約40%を占めている。

森林は、木材の供給だけでなく、人々の生活に欠かせない水源としての機能や、土壌を維持し土砂災害等から里を守るなど公益的機能を有するとともに、二酸化炭素を吸収し固定する機能があり、地球温暖化の防止にも貢献している。

また、本市は、「孫子の代まで住み続けられるまち」を目指し、平成25年度に「里山千年構想」を策定し、平成26年度から岐阜県の「清流の国ぎふ森林・環境税」も活用しながら、市内すべての里山を昔の里山風景に再生・維持管理することで、持続可能な里山整備を目指しているところである。

現在、国においては、市町村主体の森林整備を進めるための新たな財源として「森林環境税（仮称）」の創設に向けて、検討が進められている。

よって、国におかれては、地方が継続的に森林の整備・保全に取り組めるよう、次の事項について強く要望する。

記

- 1 恒久的かつ安定的な財源の確保に向けて、全国森林環境税を早期に創設すること。
- 2 創設に当たっては、国・都道府県・市町村の森林整備の役割分担を明確にするとともに、税財源のあり方を適正に整理し、本県が既に導入している森林環境税との関係についても、二重課税とならないよう、十分に配慮すること。
- 3 事業主体となる市町村の体制整備に向け、十分な支援を行うこと。
- 4 間伐のみでなく、境界の明確化や路網整備、間伐材の利用など、幅広く用途に加えるよう検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月22日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣